年　月　日

近隣の皆様へ

住宅宿泊事業の開始の御説明について

拝啓　時下益々御清祥のことと存じます。

　この度、　　　　は、京都市　　区　　町　丁目　番地において住宅宿泊事業を営む旨の届出を京都市長へ行ったうえで、　　年　月　日から当該事業を開始する予定です。

　住宅宿泊事業とは、住宅宿泊事業法第３条第１項の規定による届出を京都市長へ行うことにより、１年間のうち１８０日を超えない範囲で宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させることができる事業です。

　近隣の皆様からの苦情及び問合せや、宿泊者の迷惑行為、その他緊急事態への対応につきましては、責任をもって私どもで速やかに対応させていただきます。

　つきましては、当該事業に関しまして、近隣の皆様の御理解のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

　また、別紙にて当該事業の詳細を御報告いたしますので、併せて御参照ください。

　何か御意見御質問等ございましたら、お手数をおかけしますが、以下の連絡先まで御連絡ください。

　なお、本文書は、京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第８条第２項、同規則第５条に基づき、近隣の皆様にお配りしております。

敬具

届出予定者（住宅宿泊事業者）

　氏　名

住　所

連絡先

|  |
| --- |
| 1. 届出住宅の所在地
 |
| 1. 届出予定者（住宅宿泊事業者）の氏名
 |
| 1. 届出予定者（住宅宿泊事業者）の連絡先（電話番号）
 |
| 1. 事業開始予定年月日
 |
| 1. 宿泊者の定員
 |
| 1. 届出住宅の管理を行う者の別

届出予定者（住宅宿泊事業者） |
| 1. 宿泊者の本人確認及び人数確認の方法
 |
| 1. 鍵の受け渡し方法
 |
| 1. 生活環境の悪化の防止に係る説明事項等

居室内に設置している案内書（ハウスルール等）に以下の内容を記載し、宿泊者に対し、当該案内書を用いて宿泊における注意事項の説明を行います。１　騒音の防止に関する事項 ２　ごみの処理に関する事項３　火災の防止に関する事項４　緊急時の対応方法５　チェックイン・アウトの時間 |
| 1. 適正な廃棄物処理に関する事項

１　届出住宅内及びその敷地内で廃棄物を適正に保管するための方法２　近隣住民等の生活環境に配慮した廃棄物の収集又は搬出に関する計画 |

以上